

(附5)

公 告

池掲示 第 1 号

三池港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件

関税法第24条第1項の規定に基づき、三池港における外国往来船と陸地との交通場所等を下記のとおり指定する。
なお、本指定の発出に伴い「三池港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示」(昭和57年2月1日公示)は廃止する。

令和5年6月30日

三池税関支署長 松尾 晃

記

1 貨物(船用品及び携帯品を除く。)の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
三 池 港	(1)船渠けい船岸のうちA、B及びC(421m) 並びに船渠No.4けい船岸(114m)	大牟田市新港町1番地	
	(2)内港けい船渠(91m) 及び内港北公共岸壁6と7(340m) 並びに内港北岸壁8(210m)	〃	
	(3)三井化学第二栈橋及び第三栈橋 並びに三光栈橋	〃	
	(4)全農有明石油基地危険物専用栈橋	〃	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
三 池 港	(1) 船渠内港間水道こう門 及び同こう門に近い北側さん橋 (2) 船渠けい船岸のうちA、B及びC(421m) 並びに船渠No.4けい船岸(114m) (3) 内港けい船渠(91m) 及び内港北公共岸壁6と7(340m) 並びに内港北岸壁8(210m) (4) 三井化学第二栈橋及び第三栈橋 並びに三光栈橋 (5) 全農有明石油基地危険物専用栈橋	大牟田市新港町1番地 〃 〃 〃 〃	ただし、2号 から5号の場 合は、当該場所 に接岸した 船舶に接岸 場所から直 接積卸する 場合に限る。

3 船舶と陸地との交通場所

港名	場所の名称	所在地	備考
三池港	<p>(1)船渠内港間水道こう門及び同こう門に近い北側さん橋</p> <p>(2)船渠内 船岸のうちA、B及びC(421m) 南北ゲート(2箇所) (ただし、同岸壁に配置されている警備員の前を通過する場合に限る。)</p> <p>(3)船渠No.4内 船岸(114m) メインゲート (ただし、同岸壁に配置されている警備員の前を通過する場合に限る。)</p> <p>(4)内港内 船渠(91m) 東側ゲート</p> <p>(5)内港北公共岸壁6と7(340m) メインゲート、ゲート北1、ゲート北2 (ただし、同岸壁に配置されている警備員の前を通過する場合に限る。)</p> <p>(6)内港北岸壁8(210m) メインゲート、サブゲート (ただし、同岸壁に配置されている警備員の前を通過する場合に限る。)</p> <p>(7)三井化学第二棧橋及び第三棧橋及び三光棧橋 (ただし、施設管理者の許可を受けて交通する場合に限る。)</p> <p>(8)全農有明石油基地危険物専用棧橋</p>	<p>大牟田市新港町1番地</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>ただし、2号から7号に掲げるフェンスで区切られている場所において、旅客、乗組員が上陸後フェンスの外に出ることなく乗船する場合は、同区域内を指定交通場所とみなす。</p>